

南朝貴族の地縁性に関する一考察

——いわゆる僑郡県の検討を中心に——

中 村 圭 爾

は し が き

南朝貴族制研究において、南北人の地縁性⁽¹⁾はひとつの重要な論点である。とりわけ北人貴族の地縁性については、かれらの標榜する北土の本貫の意味、南土の僑居地と墓地の所在、本貫僑郡県との関係などについてすくなくならぬ議論がなされてきた。⁽¹⁾ それらの議論で説明された注目すべき事実はすくなくないが、なおおぎなうべきことが皆無ではないとおもわれる。

たとえば、北人の北土の旧貫名の標榜の意味については、政治的優越性を保持するための北人としての地縁性の主張・誇示とみるものと懐旧の念よりでた私称とみるもの⁽²⁾とがあり、地縁性についての対立点になっているが、いずれにせよ、その標榜する本貫は実質上の本籍の所在ではなく、単なる名目上のものにすぎないという理解では一致している。それは、『史通』邑里篇の「繫虚名於本土者」という見解にはじまるもので、一般的にみとめられて

いるものといえるが、はたしてそれを自明の前提としてよいのかどうかすでに疑問である。

僑居地と墓地、とくに後者は当時の帰正首丘の論理からして本籍の所在や地縁性と密接に関連するものであり、その所在地については詳細な研究があるが、より具体的な地理的考証の必要な問題の性格上、史料の制約もあって十分な成果があげられたとはいいがたい。

同様なことは僑郡県についてもいえるが、このばあいは、その実態や位置、北人の流寓地・墓地、本貫との関係など基本的な問題すら明確でなく、まして北人の北土の本貫の標榜と北土の州郡県の南朝疆域への僑立という現象との関係などについてはほとんどといってよいほど検討がなされていない⁽⁴⁾。

本稿は、右のような史料の制約を考古学的成果によって多少とも克服し、近年南京出土の六朝墓と墓誌銘を主要な素材として、以上の問題をとりわけ僑郡県を中心として検討しようとするものである⁽⁵⁾。考察における主たる対象は南徐州琅邪郡臨沂県と琅邪臨沂を本貫とする王氏・顔氏であるが、南徐州が最大にかつ重要な僑郡県を内包していること、王氏が南朝きつての貴族であることはことわるまでもないことであろう。

なお、論拠とする発掘報告と墓誌は一括して文末に掲載した。文中での引用は、発掘報告については、その一覽表の略号をもちいる。また、南京付近の略図を付載したが、これは縮尺一〇万分の一の南京図(一九二四)にもとづくものである。

一 南徐州琅邪郡臨沂県

東晋時代、旧晋陵郡域(現今の鎮江市・常州市・武進県一带)におかれた南徐州は最大の僑州であった。それは、晋

陵が土地がひろく人口がすくない（『元和郡県図志』卷二）^{十五}）うえ、南北交通の要衝にあり、したがって南渡流民最大の輻輳地であったからである。『南齊書』卷十州郡志^上によれば、南徐州の管郡十六、しかし、旧郡である晋陵・義興と僑郡南東海・南琅邪以外は、「郡無美土」（同志臨淮郡注）のまったくの僑郡である。ところが南東海・南琅邪二郡は旧県を管下にもち、実際の郡域のある特異な僑郡であったとみられる。なかでも、南琅邪郡はもとの琅邪郡が東晋創業の主、元帝の旧封地であり、その郡民の南渡したもののへの優遇措置として設立された懷徳県（『晋書』卷六元帝紀大興三年秋七月）に起源をもち、僑郡のなかでも特別な意味をもっていた。

南琅邪郡の沿革は、『宋書』卷三十五州郡志^一南徐州の項に、概略がつぎのようにしるされる。

南琅邪太守^{別見}琅邪郡、晋乱、琅邪国人随元帝過江千余戸、大興三年、立懷徳県、丹陽雖有琅邪相、而無土地、成帝咸康元年、桓温領郡、鎮江乘之浦洲金城上、求割丹陽之江乘県境立郡、又分江乘地立臨沂県、永初郡国有陽都費即丘三県、並割臨沂及建康為土、費県治宮城之北、元嘉八年、省即丘併陽都、十五年、省費併建康臨沂、

孝武大明五年、省陽都併臨沂、今領県二、

統廃合をへてのこった管県二のうち、一が漢以来の旧県江乘であり、いま一つが問題となる僑置臨沂県である。

この臨沂県について、右の記事ではあきらかでないその設立時期と位置について、つぎに考察してみよう。まず設立時期については、『太平寰宇記』卷九引『輿地志』・『輿地紀勝』卷十引『建康』卷十引『景定建康志』卷十および後述の『建康実録』卷七などがいずれも東晋成帝咸康七年（三四一）とするので、この年に臨沂県が設立されたとしてよいであろう。ところで、この年は、『晋書』卷七成帝紀咸康七年夏四月丁卯条に、

実編戸、王公已下、皆正土断白籍、

とあるように、土断と白籍廃止の措置のとられた年として有名である。⁽⁶⁾土断は白籍廃止とともに僑郡県の改廃をも同時にともなうとされているから、この年の土断と同年の臨沂県僑置には何らかの関連のあることが推測される。というのは、『建康実録』^七卷咸康七年夏四月条には、

是月、詔実編戸、王公已下、皆正土断白籍、分江乘県西界、置臨沂県、属琅邪郡、

とあって、この咸康土断と臨沂県僑置があたかも一連の措置であったかのようにしるされているのである。

もしそうだとすると、つぎのような疑問がうまれることになる。⁽⁷⁾土断とは土着政策であって、現住地を本貫化するものであり、それゆえにこそ北土に本貫をかける白籍が廃止されているのに、一方で北土の本貫を維持するといふ点では白籍にいた意味をもつ僑郡県が新設されているのは矛盾ではないか、またそれがほかでもなく臨沂県であるのはなぜか。

この疑問をとくてがかりは、つぎにあげるような大姓とその本貫僑置についての事例にあるようにおもわれる。それは『南齊書』^四卷十州郡志上北兗州の項にみえるものであるが、

永明七年、光祿大夫呂安國啓称、北兗州民戴尚伯六十人訴旧壤幽隔、颺寓失所、今雖創置淮陰、而陽平一郡、州無実土、寄山陽境内、竊見司徒徐青三州、悉皆新立、竝有实郡、東平既是望邦、衣冠所係、希於山陽盱眙二界間、割小戸置此郡、始招集荒落、使本壤族姓、有所帰依、臣尋東平郡既是此州本領、臣賤族桑梓、願立此邦、

見許、

とあり、その領郡のなかに、

東平郡

寿張 割山陽官瀆以西三百戶置

淮安 割直瀆破釜以東淮陰鎮下流雜一百戶置

とある。つまり、旧淮陰地域に兗州管内の名郡東平を再建したいというのが兗州民戴尚伯ら六十名、およびその上訴を仲介した呂安国の要望なのであり、それがいれられて東平郡寿張・淮安両県が設立されたのであった。しかしその二県の民はそれぞれ三百戸と一百戸にすぎず、しかもおそらくはかれらは偶然に淮陰地帯に流寓雜居していた民庶であって、もともと東平郡とは何の由縁もないものが大半であったろう。また、この案件が南斉永明七年（四八九）におこっていることも注目されるところで、大勢からいえばこのころ白籍はもはや存在せず、土断政策が着着と進展しつつあるのであり、この時期に逆行ともいえる郡県僑置が一般民庶を多量に包摂するかたちで実施されるとはおもわれない。はしなくもその目的を「使本壤族[○]姓、有所帰依」というように、東平郡僑置は一部有力氏族の主導にかかるものであったとみるべきであろう。

東平郡僑置における同郡の氏族たちの右のような動向から、土断と関連してなされた臨沂県僑置の背景をつぎのように推測したい。東晋成立後わずか二十数年におこなわれることになった咸康土断において、東晋成立直後に出現したといわれる白籍の民が土着政策の対象となったが、一般庶民はともかくとして、北土に本貫をもつ大姓たちはなお容易に土着を承認しなかったであろう。とりわけ東晋王朝初期の政局を左右した琅邪王氏などにはとく

にその傾向がつよかったであろう。かれらもあるいは東晋成立直後の大興三年に設置された懷徳県に所屬し、土着民に異なる待遇をえ、その境遇に固執していたものとおもわれる。それゆえ、土着して本邦の名をうしなうことなく、一方で土着の実をしめすためにとられた政策がその本貫琅邪郡臨沂県の僑置なのである。かように理解すれば、土断・白籍廃止と僑郡県設立という一見矛盾した政策の同時施行という現象も無理なく解釈できるし、その僑郡県がなぜほかならぬ臨沂県なのかという疑問も氷解しよう。⁽⁸⁾

つぎに臨沂県の位置であるが、まずその嚆矢となった懷徳県の位置をみておこう。『建康実録』^{卷五}大興三年秋七月条所掲の懷徳県設置の詔の原注に、

案中宗初、琅邪国人置懷徳県、在宮城南七里、今建初寺前路東、後移於宮城西北三里耆園寺西、帝又創已北為琅邪郡、而懷徳屬之、後改名費県、

とある。これによれば、懷徳県ははじめ建康宮城南七里におかれ、ついで宮城西北に移転し、やがて旧琅邪郡の旧県名をとって費県と改名された。前掲『宋書』州郡志に費県の治所が宮城北にあるというのは移転改名後のものである。やがて、『宋書』州郡志によれば、この費県のほか陽都・即丘などの僑県を吸収合併しつつ臨沂県が確立してゆくのである。

さて、それでは臨沂県の位置はどこか。『宋書』州郡志は江乘県域に臨沂県がおかれたというが、『建康実録』^{卷七}では江乘県西界を、『景定建康志』^{卷十}では江乘県南境を分割して臨沂県をたてたとそれぞれいう。おそらく建康城の東・北郊にわたる地域、つまり建康・江乘両県境におかれたのであろう。『景定建康志』^{卷十}に、

実録云、「臨沂」県城在京江独石山、西臨大江、在旧江寧東北四十里、南徐州記云、県有落星山、属慈仁郷、去県四十里、今上元県長寧郷撰山之西白常村、蓋其地、距上元県三十八里、

とあるのによれば、その県城は当初、撰山（棲霞山）の西、建康東北四十里ほどのところにおかれていたことになる。

ところで、『南齊書』卷十州郡志上南徐州南琅邪郡の注に、

本治金城、永明徙治白下、

とあり、南齊永明年間に南琅邪郡治が白下へうつさされている。(9)白下は白石ともいい、建康城北郊にあるが、のちにふれるように咸康七年の臨沂県設置のころには建康県内にあった。しかるに、そこに南琅邪郡治がうつされたのであるから、これ以前に白下は丹陽郡建康県内から南琅邪郡臨沂県に移管されていることになる（南琅邪郡のいま一つの管県江乘はさらに東方にある）。このころには建康東・北郊の臨沂県域はほぼ確定したものとなっていたであろう。

もっとも、かような臨沂県域の位置と県域は、従来の文献では推測しうるものの、具体的に確認されているわけではない。ここで、近年出土の墓誌によってその具体的境域を検討してみよう。まず、宋代の墓誌として、近年出土のものではないが、「宋故散騎常侍護軍將軍臨澧侯劉使君墓誌」には、

祖諱道鄰……妃高平平陽檀氏字憲子……合葬琅邪臨沂幕府山、

とあり、南京北方に屏障のごとくそびえる幕府山が宋代に臨沂県境内にふくまれていることが確認できる。(10)さきにのべた白下は幕府山南麓一キロ余の地であるから、このころにはすでに臨沂県域であったろう。おなじく宋代の

「明曇憺墓誌」には、

窆于臨沂県式壁山

とあって、平原・兩の人明曇憺が南琅邪郡臨沂県式壁山に埋葬されることがわかるが、梁代の「梁桂陽王融墓誌」・「梁桂陽国太妃墓誌」にそれぞれ、

窆于式辟山

耐窆式辟里式辟山

とある式辟山も「明曇憺墓誌」にみえる式壁山と同一であり、ともに臨沂県内の地であったことは確實である。明曇憺墓は南京太平門外甘家巷北三・五キロの地点で発見されており(H)、梁桂陽王夫妻の墓はおなじく甘家巷東北二キロ、棲霞山西二・五キロの地点で発見されている(N)。それゆえ、この甘家巷北部付近が臨沂県式壁里とよばれる土地であり、式壁山なる山がそこに存在したことがあきらかになる。ちなみに棲霞山西南に位置するこの甘家巷一帯からは、梁安成王秀のものと同定される墓をふくむ大量の六朝墓が集中的に発掘されており(I)、あるいは棲霞山西にあったという臨沂県城の住民の墓域であったのかもしれない。つぎに、梁の「永陽敬太妃墓誌銘」には、耐葬于琅邪臨沂県長千里黃鵠山

とあって、かの女が夫の永陽昭王敷に合葬された土地も臨沂県域にふくまれることになるが、その永陽昭王敷の墓は南京笆斗山涂家村にある失名墓に比定されている。この地は幕府山の東である。また、「輔国將軍墓誌銘」に、

窆于琅邪郡臨沂県

とあるが、この墓は中央門外東北六・五キロ、燕子磯南一キロの地点で発見されたものである(K)。

以上のような考証によって、臨沂県の具体的領域をある程度想定することができよう。それは建康城の東・北郊にひろがり、北は長江、東は棲霞山付近を境界とするものであった。⁽¹¹⁾ さきにものべたように、実際の郡県域をもたないのが僑郡県の特徴であるが、そのなかにあつてこのような広大な県域をもつ僑県はきわめて異例で、現在のところ判明しているのはこの臨沂県と梁初に成立した蘭陵県だけである(第三節参照)。これよりみても、臨沂県が諸僑県中いかに特異な存在であつたかがうかがうことができよう。

臨沂県は、陳宣帝太建十年(五七八)に南琅邪郡より建興郡に改編され(『陳書』^{卷五}宣帝紀太建十年十月)、やがてその直後の隋の平陳後に廢県されて、二百数十年にわたる歴史をとじた。その間、右に想定したような県域は、多少の変更はあつても、大幅にはかわらずに存続したものとみてよいであらう。⁽¹²⁾

二 王氏・顔氏と臨沂県

琅邪郡臨沂県を本貫とする大族で南朝に著名なのはまず王氏、そしてつぎに顔氏をあげることができる。本節では、この王・顔両氏と僑置臨沂県との関係について、二、三の考察をおこなつてみたい。

王氏の本貫は、正確には、琅邪郡臨沂県都郷南仁里である。これは琅邪王氏直接の祖とされる漢の諫大夫王吉のときにさだまつたものであるとされている(『新唐書』^{卷七十七}宰相世系表^中)⁽¹³⁾。その真偽はともかくとして、臨沂県都郷南仁里なる本貫が比較的はやい時期に確立していたことにはうたがいはない。この本貫は南渡後もそのまま維持

され、東晋代の王興之・王閔之兩人の墓誌はいうまでもなく、梁代の桂陽国太妃王慕韶にいたつてもなおそのままである。

ところで、この王氏の本貫と僑置南琅邪郡臨沂県とはいかなる関係をもつのであろうか。『太平寰宇記』^{卷九}江南通道^二昇州上元県条に、この僑置臨沂県について、

晋太保王導羣宗並其県人、

という。『太平寰宇記』が何を根拠にかくいうのかあきらかでないが、その意味するところは、すくなくとも名目上は琅邪王氏が僑置臨沂県を本貫にしていたということであろう。また、「梁桂陽国太妃墓誌」は太妃王慕韶の本貫を「南徐州琅邪郡臨沂県都郷南仁里」としているが、それは本貫を北土の旧琅邪郡臨沂県にではなく、南土の僑置琅邪郡臨沂県にかけていることをしめすものである。南朝の王氏にとって、その本貫琅邪郡臨沂県は僑置琅邪郡臨沂県のことであつたのである。

顔氏の本貫も琅邪郡臨沂県である。⁽¹⁴⁾この顔氏の本貫について、洪亮吉『晞詠書齋四録』^{卷下}にはつぎのような議論がある。⁽¹⁵⁾盧文弨がいうには、顔之推の九世祖顔含は渡江して江寧の顔家巷に居住しているから、かれは琅邪臨沂の人ではなく、江寧の人としなければならない、と（抱經堂本『顔氏家訓』例言）。しかし、盧氏は顔氏の称する本貫、琅邪郡臨沂県が僑郡県であり、それが江寧に属していたことをしらないのである。顔氏は北土の琅邪郡より渡江して、僑置琅邪郡にいたのである。

複雑な東晋僑郡県を整理した『東晋疆域志』の著者らしく、洪亮吉の見解は説得的である。かれは、顔氏の本貫

琅邪臨沂は僑置琅邪郡臨沂県にほかならないとみている。とともに、その僑置臨沂県は江寧にあり、顔氏の僑居地もまた江寧であつて、その僑置臨沂県は顔氏の本貫であるばかりでなく、居住地でもあつたと考えているのである。はたして、洪氏のこの理解は妥当であろうか。

ここで、僑置臨沂県と王・顔両氏の現住地との關係を検討してみなければならぬ。南渡後の北人の居住先はさまざまであつた。⁽¹⁶⁾しかし、東晋政権の創立に直接関与し、その経営にあつた上層階層はおそらく首都建康をその主たる居住地にしていたものと推測できる。『景定建康志』^{卷十}には、有名な烏衣巷について、つぎのような記事がある。

烏衣巷、在秦淮南、晋南渡、王謝諸名族居此、時謂其子弟為烏衣諸郎、今城南長干寺北有小巷、曰烏衣、去朱雀橋不遠、

謝氏については後述にゆずるが、王氏についていえば、『六朝事跡類編』^{卷下}引『「建康」図経』に、烏衣巷のことをのべて、

在東東南四里、晋書王導紀瞻宅皆在此巷、

といい、王氏の指導的人物であつた王導の宅が烏衣巷にあつたというから、王氏の大多数は東晋初頭、烏衣巷に居住していたものとおもわれる。なお、『南齊書』^{卷三十三}王僧虔伝に、

入為侍中、遷御史中丞、領驍騎將軍、甲族由来多不居憲台、王氏以分枝居烏衣者、位官微減、僧虔為此官、乃曰、此是烏衣諸郎坐処、我亦可試為耳、

とあり、宋代には王氏の本流はこの地に居住しなくなっているが、なおここに居住しつづける王氏諸人がいたこともしら⁽¹⁷⁾れる。

ところで、前掲の『景定建康志』^{卷十}の記事によれば、南宋のころ、城南の朱雀橋ちかくになお烏衣とよぶ小巷があったというが、その南に長干寺という寺があった。長干寺は梁武帝の創建にかかるといわれるが、その所在地と寺名の由来について、『建康実録』^{卷二}嘉禾五年原注所引『丹陽記』はつぎのよう⁽¹⁸⁾にいう。

大長干寺、道西有張子布宅、在淮水南、对瓦官寺門、張侯橋所也、橋近宅、因以為名、其長干是里巷名、江東謂山隴之間曰干、建康南五里有山隴、其間平地、民庶雜居、有大長干小長干東長干、並是地里名、小長干在瓦官南巷、西頭出江也、

建康南五里ばかりのところに長干とよばれる土地があつて、居民が多数いるというのであるが、この長干はすでに西晋の左思の「吳都賦」にも、

長干延属、飛甍舛互、

とあり、はやくから人家の密集地帯であつた。

この長干は、顔之推の「觀我生賦」(『北齊書』^{卷四十五}文苑顔之推伝)のなかにも、

経長干以掩抑、展白下以流連、

とその名がみえているが、その自注には、

長干、旧顔家巷、

とあり、顔氏一族のかつての居住地でもあったことがわかる。

この長干巷も烏衣巷も建康城南数里にあって、あいまいかい。おそらく、南渡の北人多数は、渡江ののち、無人の野ではなく、建康城南の従来からの居住区に居をさだめたのであろう。官達した王氏本流はやがてこの地を去ったが、その機会にめぐまれなかったものはそのままここに住みつづけたにちがいない。そして、顔氏もそうであったろう。

さて、前節でふれたように、最初の僑郡県である懷徳県は宮城南七里におかれた。この地が王氏・顔氏の居住地であった長干巷・烏衣巷と接近していることは注目される。それは、王・顔両氏の居住地近辺に僑県がおかれたことを推測させるものである。しかし、さきにものべたように、この宮城南七里の懷徳県治はまもなく宮城西北に移転してしまふのである。そうすると、王・顔両氏の居住地と僑郡県との関係は、懷徳県創置のときにかぎればその所在地が一致するが、懷徳県治移動後は一致せず、そのうち設置された建康東・北郊の臨沂県とはいよいよへだたっていることになる。

もっとも、顔氏については、その居住地長干巷と臨沂県との密接な関係をしめす記事がある。それは、前掲「梁永陽敬太妃墓誌」に、

耐葬于琅邪臨沂縣長干里黃鶴山

とあるものである。これは、梁普通元年に永陽昭王敷（梁武帝の兄、建武四年卒）の妻王慕韶が夫の墓に合葬されたことをいう記事である。これによると、梁代には長干里が臨沂県城内の一里巷であったことになり、したがって長

千里にあった顔家巷もまた臨沂県域内となり、本貫僑郡県内に顔氏は居住していたことになるのである。

しかしながら、琅邪郡臨沂県長千里と墓誌にしろされてはいる永陽王夫妻の墓地は、さきへのべたように笹斗山塗家村にあり、建康城南にあったとされる長干とはるかにへだたっているのである。これについては、いくつかの解答が考えられるが、いずれも確証にとぼしく、今後の検討課題とするほかはない。⁽¹⁹⁾

このようにみると、王・顔両氏がかれらの本貫僑置の地である建康東・北郊の南琅邪郡臨沂県内に居住していたと断定することは困難であり、顔氏の本貫についての洪亮吉の理解もやや粗雑にすぎるといわねばならない。

では、つぎに墓地と僑郡県の関係を王・顔両氏と臨沂県についてみることにしよう。南朝の王氏の基礎をきずいた王導の墓は『元和郡県志』^{卷二}^{十五}によれば、上元県西北十四里、幕府山の西にあったという。王導以外の王氏の墓の所在はほとんどしられていないが、一九六五年以来数次にわたる考古学的調査によって、その一支族の宗族墓地があきらかになった。その地は南京北郊新民門外約一キロ余にある象山（通称人台山）である。象山は幕府山西南約二・五キロ、長江のちかくにあって、海拔四〇余メートル、東西にのびる小土丘である。ここから、王導の従兄弟王彬の夫人、子、孫などあわせて七基、いずれも東晋時代の墓が発見された（C・E・F）。確認はされていないが、王彬自身の墓もここにあったはずである（王彬の長子興之墓誌に、父の墓の左に埋葬したという）。また、この象山と数百メートルへだてた郭家山でも王氏一族の墓とみられるものが四基発掘されており（M）、この付近一帯が王氏の宗族墓地であったことは確実である。王導の墓もこの付近にあるとみられる。

この王氏の宗族墓地は、出土した王興之・王丹虎両人の墓誌にいずれも白石に葬るといふ記述があることから、

白石とよばれる土地にあったことが判明する。白石は石頭城東北、建康城北にある要害の地で、白石壘という城壘が築造されていたが、それはまた白下城ともよばれ、この白石を白下とよぶこともある。⁽²⁰⁾

一方、顔氏の墓地については、まず『金石萃編』^{卷一}「顔氏家廟碑」に、

(顔) 含……随元帝過江、已下七葉、葬在上元幕府山西、

とあり、顔氏一族最初の渡江者顔含以下七世の墓が王導とおなじ幕府山西にあったという。『景定建康志』^{卷四}十三によれば、上元鼎靖安道傍に顔含の墓があり、その地から李闡・顔延之の文のある古碑をえたともしう。この顔氏一族七世の墓地所在地について、さきにふれた顔之推の「觀我生賦」のなかの一句「展白下以流連」の自注に、

靖侯(顔含) 以下七世墳塋、皆在白下、

とあり、さきの王氏とおなじく、白下、すなわち白石とよばれる地域にあったことがわかるのである。

一九五八年、南京挹江門外東北、下関車站東約三キロ、新民門からいえば北約二キロ、北に長江をひかえた地点で、顔含の子約、おなじく子謙の妻劉氏など顔氏関係者の墓四基が発見された(A)。この墓地の位置は文献上の幕府山西、白下の顔氏墓地の位置と一致し、ここが顔含以下七世にわたる顔氏宗族葬の地であったことはうたがいをいれない。

かくて建康城北郊の白石に王・顔両氏の墓地のあったことが確認された。もっとも、顔氏墓地は王氏墓地より一キロほど北方、つまり幕府山寄りにある。この墓地は南渡当初のかれらの居住地とおもわれる建康城南の地とかけはなれている。そしてまた、その後、白石壘という城塞のある戦略拠点にかれらの居住地が移転したとおもえ

ない。したがって、王・顔両氏のばあい、流寓居住地と墳墓の地は極端にはないにしてもはなれてゐる。

しかしながら、ここで注目しなければならないのは、この白石、もしくは白下には、さきにのべたように、斉の永明年間に南琅邪郡治が移転されていること、そしてそれ以前からこの地が臨沂県管内にはいつている可能性のあることである。つまり、臨沂県の大姓王氏・顔氏の流寓先での墓地が僑置臨沂県境内にあるのである。これは偶然であろうか。この間の詳細をしらべてみよう。

先述のように、臨沂県僑置は東晋咸康七年（三四一）である。そして、王氏・顔氏の墓地はこれよりすこしく早く設営されたようである。王彬の卒年は咸康二年（『資治通鑑』卷九）、王導の卒年は咸康五年（『晋書』卷七成帝紀）であるから、臨沂県僑置のしばらくまえに王氏の僑寓先での墓地は確立しているのである。また顔含の卒年は升平元年（三五七）という（姜亮夫『歷代名人年里碑伝綜表』）が、かれは九十三才という長寿にめぐまれたひとで、かれの死にさきだつてその子孫がすでに死亡し、咸康七年以前にこの墓地に埋葬されていた可能性がないでもない。顔氏墓地から出土した顔含の子謙の婦劉氏の墓誌には咸康七年直後の永和元年（三四五）という年号がある。つまり、まずはじめに王・顔両氏の墓地ができ、ついで近辺に臨沂県が僑置されているのである。

では、ただちに王・顔両氏の墓地を包括するようにしてかれらの本貫臨沂県が僑置されたと推論してよいであろうか。ここで問題となるのは、この王氏の墓地で出土した「王興之墓誌」の、

咸康六年十月十八日卒、以七年七月廿六日葬于丹楊建康之白石於先考散騎常侍尚書左僕射特進衛將軍都亭侯墓之左、

という一節である。なぜなら、臨沂県僑置は咸康七年四月であったから、その三月後の日付をもつ同墓誌で丹楊建康の白石とするのは、この王氏墓地が臨沂県僑置後もお丹陽郡建康県管内にあったことを意味しているとおもわれるからである。したがって、咸康七年の臨沂県設置の際、その境域はまづかにある王・顔両氏の墳墓の地をふくまないように措置されたといふ判断せざるをえない。

しかしながら、つぎのような事情を考えると、右の判断は機械的にすぎるとおもわれる。いったい、臨沂県はもともと初期の僑置である。そして、最初期の僑置の機能は先述の族姓たちの要望もふくめ、土著を拒否する民庶の把握、具体的には戸籍登録などにあったとみられるから、県庁と行政機構は必要不可欠であるが、県域の具体的区画はかならずしも必要でなく、また流寓民の散居の実態からいって県境の区画決定そのものが不可能でもあったとおもわれる。⁽²¹⁾ 実際、すでにふれたように、このうち出現する無数の僑置郡県はほとんどそのような郡県域はないが治所だけのある郡県であったのである。僑置当初の臨沂県もまったくおなじ事情とおもわれる。つまり、僑置臨沂県にまだ明確な県域は画定されておらず、それゆえに臨沂県域にふくまれることになる白石もまだ建康県管内の土地であったのである。しかし、やがて例外的に僑置臨沂県域の具体的画定がすすむと、おそらく白石はまっさきにその県域にふくまれ、その中心地となったのであろう。⁽²²⁾ 先述した県治の白石への移転は、臨沂県におけるこの地の重要性をしめすものといえる。

このように考えると、僑置臨沂県ははじめから王・顔両氏墓地を包括するようにして設置されたのではないにしても、当初その近辺に僑置県治がおかれたという事実はいぬめない。そして、なぜこの建康東・北郊の地が臨沂県僑

置の地にえらばれたのかを考えてみると、臨沂県人の流寓地との関係よりも、むしろ臨沂県の族姓王氏と顔氏の墳墓の存在のほうが大なる要因であったとみなさざるをえなくなるのである。

以上のような検討によって、王・顔両氏とその本貫僑郡たる南琅邪郡臨沂県の関係のおおよそのところはあきらかにできたとおもう。要するに、僑置臨沂県は、臨沂県の大姓王氏・顔氏にとっては、流寓居住の地ではなかったが、あくまで本籍をおき、多分戸籍をそこにかけるところの県であり、かつ墳墓の所在地でもあった。帰正首丘の論理からいえば、それは王・顔両氏にとっては完全なる本貫地であった。范甯が『晋書』卷七十五本伝で土断を主張して、当時の流寓民と墳墓の関係を、

自爾漸久、人安其業、丘壟墳柏、皆已成行、雖無本邦之名、而有安土之實、

とのべたように、異邦の地に墳墓が確立し、土着化がすすんで、本貫地名こそないものの、その地が実質上の本貫化をとげつつあるという状況、いわば北人の完全な南人化が進行しつつある状況のなかで、かれら王・顔両氏のよりに本貫郡県が僑置され、そこに墳墓が存在するというのはきわめて異例で、その土着拒否の意志をつよく印象づけるものであったにちがいないのである。

三 諸氏族の墓地と僑郡県

本節では、王・顔両氏以外の諸氏族に対象をひろげ、以上のような問題について考察をおこなう。

(4) 陳郡・謝氏

琅邪王氏と並称される南朝貴族は陳郡陽夏県の謝氏である。陳郡は予州管郡であるが、永嘉大乱にあって故地がうしなわれ、建康西南の蕪湖を中心に予州が僑置された。しかし、僑置予州は変動がはなはだしく、『宋書』^{卷三十四}郡志二・『南齊書』^{卷十}州郡志上などによれば、所在地の不安定な僑郡県であった。⁽²³⁾この点が謝氏のばあいは王氏と事情がかなり異なる。

謝氏の南朝における地位を確立した謝安の墓は『元和郡県志』^{卷二}十五によれば、上元県東南十里の石子岡北にあった。今の南京南郊の雨花台付近である。ところで、この石子岡付近にはいまひとりの謝氏の墓がある。それは謝安の伯父謝鯁⁽²⁴⁾の墓である。その墓誌には、

晋故予章内史陳國陽夏謝鯁幼輿、以泰寧元年十一月廿八^八、假葬建康縣石子岡、在陽大家墓東北^四丈、妻中山劉氏、息尚仁祖、女真石、弟褒幼儒、弟広幼臨、旧墓在熒陽、

とあり、建康縣石子岡に埋葬されたことがしるされている。出土地は南京中華門外雨花台東北〇・五キロの戚家山である(D)。この墓誌銘で注目されるのは、謝氏歴代の墓地(旧墓)が熒陽にあり、この石子岡は假葬の地であると明記されていることである。謝鯁の埋葬は泰寧元年(三三三)、東晋成立の数年後にしかすぎず、なお北土への帰還をちかい将来に期していた当時としては当然のことであろう。しかし、その六十二年後の太元十年(三八五)に謝安が卒したとき、その墓地にえらばれたのがやはり石子岡であったとすると、本貫地はむろんのこと、本貫僑郡県ともまったくかわりのないこの地が謝氏の墳墓の地として確定されていることがうかがわれるのである。⁽²⁵⁾

つぎに、謝氏の墓地とその本貫・僑郡県の関係を検討するにあたってとくに興味ぶかいとおもわれる事例をいく

つかあげてみよう。「宋故散騎常侍揚州丹楊郡秣陵縣謝公墓誌」に、

宋故散騎常侍揚州丹楊郡秣陵縣西鄉顯安里領予州陳陽夏縣都鄉吉遷里謝濤、字明遠、春秋卅有九、元嘉十八年歲次屠維月依林鍾十七日卒、其年九月卅日、窆麥揚州丹楊郡建康縣土山里、

という一節がある。謝濤は謝安の曾孫である。『景定建康志』^{卷四}十三宋謝濤墓項の考証によれば、この古碑は淨名寺にあったもので、葬地は「建康縣東鄉土山里」となっていたという。まず墓地の位置についてのべておくと、この土山里というのは、『晋書』^{卷七}十九謝安伝に、

又於土山營墅、樓館林竹甚盛、每攜中外子姪、往來游集、肴饌亦屢費百金、世頗以此譏焉、

とある土山（一名東山）の周辺に相違ないが、この土山は建康城東南二十里にあって、石子岡に接近している。⁽²⁶⁾このあたり一帯が南渡した謝氏の手くりあげた本拠地のひとつであり、かつ墳墓の地であって、その墳墓は謝安から謝濤まですくなくとも四代にわたって維持されているのである。

この墓誌銘でとくに留意したいのは、謝濤の本貫が「揚州丹楊郡秣陵縣西鄉顯安里領予州陳陽夏縣都鄉吉遷里」となっている点である。「陳郡(國)陽夏縣都鄉吉遷里」というのが謝氏の正式の本貫であるが、謝濤のばあい、その伝統的本貫は単に領しているにすぎないのであり、すでに新規の本貫として「丹楊郡秣陵縣西鄉顯安里」という地名が公的なものとなっている。しかし、その新本貫はどうやら単なる戸籍上の記載にすぎないものであったようである。なぜなら、すでにふれたように謝濤の墓地は建康縣東鄉土山里にあり、しかもそこは墳墓の地のみならず、謝氏の本拠地・居住地のひとつであったようにおもわれるからである。謝濤の卒年は宋元嘉十八年(四四

一)、このころ謝氏は北土の本貫を副次的なものとし、南土に新本貫をもつようになっていたといつてよいであろう。⁽²⁷⁾

謝氏のなかで謝安とならぶ知名の人物は澗水の大功で知られる謝玄である。『宋書』^{卷六}謝靈運伝には、その謝玄と孫靈運について、

靈運父祖竝葬始寧県、并有故宅及墅、遂移籍会稽、

とあり、謝玄父子の墓が会稽郡始寧県にあって、謝靈運はやがて会稽郡に籍をうつしたとみえる。この移籍の結果、謝靈運の本貫はおそらく先述した謝濤のそれとほとんどおなじ形式をとるようになったとおもわれる。このように伝統的本貫との関係を名実ともに稀薄化させ、南土に新本貫を確定しようとする志向が現実化するのが、とくに劉宋代の人謝濤と謝靈運のときのことであるのは興味ぶかい。それは陳郡謝氏の実質上の土着化の第一歩の時期をしめすものとみられる。

謝靈運があたりらしい本貫の地にえらんだのは父祖の墳墓の地であったが、それはかれの祖父謝玄没年の太元十三年(三八八、『晋書』^{卷七}本伝)以来のものともみられる。ところで、一九七二年、江蘇省溧陽県で「晋故予州陳郡陽夏県都郷吉遷里附馬都尉朝□□令給事中散騎常侍謝琰字弘仁」なるものの墓が発見された(G)。同時に発掘された墓碑の一個には「溧陽令寧康二年」とあり、没年はおそらく東晋寧康二年(三七四)、また溧陽県に墓地があるのは多分そこが任地であったためであろうとおもわれる。⁽²⁸⁾

この謝琰、および前述の謝安・謝玄はいずれも東晋中葉に卒していながら、その墓地は溧陽・建康・会稽と分散

し、そのうち建康と会稽のものはその子孫に維持されて、謝安の曾孫濤、謝玄の孫靈運の世代にいたっては、名実ともその地に土着する結果となっている。これは前節でみた王氏・顔氏のばあいと好対照をなしているといえよう。

(四) 彭城・劉氏

彭城劉氏はいくつかの支族に分岐した氏族であるが、ここでは劉宋帝室を主としてとりあげる。かれらはほとんどが晋陵郡丹徒京口里に寓居したが、宋武帝劉裕の曾祖父にあたる劉混もそのひとりであった。劉混の子孫はそのまま京口を居住地としており、宋朝建国ののち、建康がその中心的居住地となるまではその状態に変化はなかったであろう。⁽²⁹⁾

その墓地も宋建国以前から直後にかけてのものは丹徒にあった。たとえば、劉裕の父劉翹とその趙・蕭二皇后の陵墓は丹徒県東郷練壁里雩山にあり、劉裕の臧皇后・胡婕妤も墓は丹徒にあった(『宋書』卷四十一后妃伝)。また、劉裕の弟劉道憐の孫にあたる劉襲なる人物の父・生母・兄・第五弟の墓もまた丹徒練壁雩山にあった(『宋故散騎常侍護軍將軍臨澧侯劉使君墓誌』)。ただし、劉裕の初寧陵が建康近郊上元県につくられたのをきっかけに、そののちの皇帝・皇后・宗室の陵墓のほとんどは、上元県・丹陽郡秣陵県・臨沂県幕府山など、建康近郊につくられるようになる。⁽³⁰⁾

ところで、劉襲はその墓誌によれば「南彭城人」となっているから、彭城郡を僑置した南彭城郡に本籍をかけていたとみられる。それは劉宋宗室のすべてに共通していたであろう。その僑置南彭城郡の地は京口付近であったとみられる。しかしながら、行政区画上、あくまで京口は丹徒県管内であり、丹徒県が南東海郡管県であることにか

わりはなかった(『宋書』州郡志^{卷一}・『南齊書』州郡志^七)から、南彭城は郡域のないごく普通の一僑郡にすぎなかった。『南齊書』州郡志では、南彭城は「郡無実土」の郡のひとつである。

したがって、彭城劉氏のばあい、流寓居住の地の近辺に墳墓を設営し、やはり居住地ちかくに僑置された南彭城郡に戸籍をかけているが、行政区画上の郡県名からいえば、本貫僑郡県の境域内に墳墓がないのであり、厳密にいえばその本貫は王氏・顔氏のごとく完全に再現されたものであるとはいえない。

(ハ) 蘭陵・蕭氏

齊梁二代の帝室蕭氏の本貫は、漢の侍中蕭彪が居住した東海郡(晋元康元年、蘭陵郡分立)蘭陵県中都郷中都里にはじまる。南渡ののち、晋陵郡武進県東城里に居をおいたが、蘭陵郡が僑置されて、南蘭陵郡蘭陵県の人となったという(『南齊書』^{卷一}高帝紀^上)。梁武帝蕭衍は齊高帝蕭道成の族弟の子にあたるが、本貫は南蘭陵中都里となっており(『梁書』^{卷一}武帝紀^上)、この一族が南蘭陵郡を新本貫にし、そこに戸籍をかけていたことがわかる。⁽³²⁾

このようにいえば、蕭氏の流寓先の武進県東城里が南蘭陵郡蘭陵県になったようにみえるが、実際は武進県は僑置された南東海郡管下にはいり、南蘭陵はやはり実土のない僑郡にすぎなかった。『梁書』^{卷七}太祖張皇后伝、高祖郝皇后伝に、それぞれ、

宋泰始七年、殂于秣陵県同夏里舍、葬武進県東城里山、

(齊) 永元元年八月、殂于襄陽官舍、時年三十二、其年歸葬南徐州南東海武進県東城里山、

とあるように、住居も墳墓もあるその地はあくまで南東海郡武進県東城里なのであり、南蘭陵郡(『南齊書』州郡志

では南琅邪郡に編入)は戸籍上の地名としてのみ存在したのである。

しかし、梁武帝即位の天監元年夏四月辛未に、南東海郡は蘭陵郡にあらためられ(『梁書』卷二武帝紀中)、同時に武進県も蘭陵県と改名されたという(洪麟孫『補梁疆域志』33)。ここにふたたび蘭陵郡蘭陵県が実際の境域をもって出現したのである。天監元年十一月の日付のある「梁桂陽王墓誌」が桂陽王融(梁武の弟)の本貫を「蘭陵郡蘭陵県郷中都里」とするのは、それが伝統的本貫であるのみならず、かれらが従来34の南蘭陵僑郡ではなく、ここで成立した蘭陵郡蘭陵県に本貫をおくようになってい34ることをしめしている。このような流寓先での伝統的本貫の再現が帝室蕭氏の意向であることはうたがう余地がなからう。

ところで、南蘭陵郡蘭陵県の故県城は武進県西北九十里にあるという(『東晉疆域志』7所引『建康図経』)。この付近が東城里であり、南渡当初の蕭氏の居住区であったにちがいない。その地は現今の丹陽県東北にあたるが、ここは、齊梁二代の皇帝陵墓群の所在地にはかならない。35また、前掲『梁書』皇后伝にみえたように、皇后たちもここに埋葬されているのであり、しかもそれは「婦葬」であって、この地が明確に本貫地と認識されている。ちなみに、梁武の父、太祖蕭順之の皇后張氏は秣陵県同夏里で没しているが、梁武が生まれたのも同夏里であり(『梁書』1武帝紀上)、かれらはすでに居住地を武進県東城里から建康近郊の秣陵県にうつしていたようである。しかし、あくまで本貫とみなされ、「婦葬」されるのは武進県東城里であったのである。

かくして、蕭氏のばあい、流寓先に墳墓が設営され、居住地に変化はあっても、墳墓の地はそのまま維持される。一方、本貫は当初は単なる僑郡県にすぎなかったのが、やがて、墳墓の地を包括するようにして、実際の境域をと

もなつて再現されるというような経過をたどったということができよう。⁽³⁶⁾ してみると、墳墓の所在と僑郡県の関係は先述の王・顔両氏のばあいとよくにているといえる。

(二) その他の諸族

以上の諸族以外の出土墓誌について、その銘文中の本貫、僑置地、出土地などをまとめたものが表Iである。これにもとづいて、二、三の検討をしておく。まず、本貫についてみると、④が僑郡県に本貫をかけていることは明確であるが、⁽³⁷⁾ それ以外は僑郡県に本貫をかけているのか、旧来の本貫を単なる標識として標榜しているのかはつきりしない。なお、⑤東平呂氏について、永明七年(四八九)の東平郡僑置のいきさつについては第一節でふれたが、そこでみずから東平郡をその桑梓の地と公言した呂安国は『南齊書』^{卷二}十九本伝では、広陵郡広陵県がその本貫であるとするされている。その一世代のちの人である呂僧珍は、『梁書』^{卷十}一十本伝では、「東平范人也、世居広陵」となっている。呂氏はもと東平の族姓であったが、広陵に移住し、その地の人となったと推測できるが、それにしでは時代のはやい呂安国が広陵を本貫とし、のちの呂超や呂僧珍が東平を本貫とするのは逆のようにもおもえる。なぜなら、東平を本貫としつつ広陵に寓居し、やがて寓居地広陵が本貫化するというのが自然の経過であるからである。これは、前述の謝氏のような一族の分散によるところが大きいとみるのが普通であろうが、あるいは永明七年の東平郡僑置によって、広陵からふたたび僑置東平郡へと戸籍をかけたかえたものと理解することが可能である。そうすると、⑤の東平は僑郡をさすということになろう。

つぎに、墓地と本貫僑郡県の所在地の関係をみてみよう。両者の所在地が一致するのは①劉剋だけであり、それ

表Ⅰ 出土墓誌による本貫・僑郡県・墓地の比較

	氏名	葬年	本貫記載	本貫僑置地	被葬地記載	出土地	出典
①	劉 剋	357	東海郡郟縣都郷容丘里	京口 (1)		鎮江市東 4.5 km	B
②	孟府君	381	平昌郡安丘縣	京口? (2)		馬鞍山市区 南佳山麓	L
③	明曇禧	474	平原縣	歷城? (3)	臨沂縣式壁山	南京甘家巷	H
④	劉 岱	487	南徐州東莞郡莒縣都郷長貴里	武進縣東南50里 (4)	揚州丹陽郡句容縣南郷糜里龍窟山	句容縣袁巷 公杜小龍口	J
⑤	呂 超	493	東平	淮陰 (5)		浙江紹興嵎陽謝塢	(7)
⑥	蔡 冰		濟陽園	(6)		南京棲霞区撰山公社	(8)

注記(1) 『東晉疆域志』七・『歴代輿地沿革図』劉宋・蕭齊州郡図。

(2) 東晋末まで広陵に治所のあった青州に平昌郡安丘縣があり(『宋書』州郡志二), また南徐州管内に南平昌郡安丘縣があった(『宋書』州郡志一・『南齊書』州郡志上)というが, 僑郡縣の所在不明。おそらく京口付近であろう。

(3) 僑置されたが, 宋泰始年間にその地が北魏に占拠され, 消滅(『宋書』州郡志二・『南齊書』州郡志上)。

(4) (1)におなじ。

(5) 『南齊書』州郡志上。なお第一節参照。

(6) 南徐州管下の僑郡に(南)濟陽郡はあるが, 園縣はない(『宋書』州郡志二・『南齊書』州郡志上)。

(7) 『漢魏南北朝墓誌集釈』(1956, 北京)。

(8) 『南京出土六朝墓誌』(1980, 北京)。

以外のものは両者にあまり関係があるようにはみえないのである。それでは流寓地と本貫僑郡縣所在地の関係はどうか。東莞劉氏は「世居京口」(『宋書』^{卷四}劉穆之伝)といい, 明氏は, その一員明僧紹が撰山に隱棲し, そこに墓があるという(『南史』^{卷五}本伝, 『六朝事跡類編』^{下卷})から, 棲霞山付近がその流寓地であった可能性があり, 平昌孟氏は「世居京口」(『宋書』^{卷四}孟懷玉伝)といい, 東平呂氏はすでにのべたように広陵が流寓定着地であったが, ⑤呂超はその墓誌に, 「今居會稽山陰」という。こうしてみると, 平昌孟氏だ

けが居住地と本貫僑置地が合致するだけであり、あとはかならずしも両者の所在地が近接しているとはいえない。⁽³⁸⁾

さらに、流寓地と墓地の関係では、③と⑤に一致がみられるが、あきらかに合致しない④をのぞけば、あとは不明である。

いささか繁雑になったが、表Ⅰでみるかぎり、墓誌銘文中の本貫とその僑置地が流寓居住地・墓地の所在といかなる関係にあるかという点で、六例すべてに該当するような厳密な対応関係はみいだせなかった。とりわけ、墓地と本貫僑置地の関係が稀薄であるのは、この表Ⅰにみえる僑郡県がみな実土のない、しかも小規模なものであったことを考慮にいれても、なおかれらの標榜する本貫がきわめて名目的なものにすぎなかったことをしめしているとおもわれる。そしてこのことは、表Ⅰの諸氏族がみな南朝貴族としては第二流以下の階層に属するという事実にてらしてみるとき、注目すべき問題となるものとみられる。

む す び

以上のような考察によって、僑郡県と貴族、とりわけ北人貴族の本貫、僑寓地、墓地の関係については、およそつぎのようなことをあきらかにすることができた。

南朝の僑郡県は通常、実際の郡県域をもたないのであるが、南徐州南琅邪郡臨沂県は建康東・北郊に確かな境域をもつ特異な僑郡県であった。その前身は東晋元帝の旧封地琅邪郡の郡人の南渡したものを統属するために建康城南にたてられた懷徳県とみられるが、それは琅邪臨沂の大姓王氏・顔氏の僑居地近くにおかれたものでもあった。

その後、咸康七年の土断政策にもなつて臨沂県が僑置されるが、王氏・顔氏は本籍をこの僑置臨沂県にかけていたと推定される。そのみならず、同時にこの臨沂県には、王氏・顔氏の墳墓の地もあった。したがつて、その僑置琅邪郡臨沂県はかれらにとつて、名実ともに完全な本貫そのものであったとおもわれる。このような僑郡県と北人貴族の本貫、僑居地、墓地の關係は、梁代に旧晋陵郡武進県に僑置された蘭陵郡蘭陵県とその大姓蕭氏にもみる(39)ことができる。

しかしながら、この二県のように明確な県域のあるばあいは別にして、それ以外の諸族と本貫僑郡県については、かならずしも右のようなことがいえるとはかぎらない。郡県域をもたない名目だけの本貫僑郡県はかれらにとつてせいぜい戸籍をかけるだけのものにすぎないのであり、僑寓地も墓地も本邦の名のない異邦におかざるをえなかつた。さらには、異邦にある墳墓を中心にあたらしい本貫を設定しようとする方向もあらわれてくる。陳郡謝氏はその典型といえよう。

ところで、謝氏は別にして、第三節でとりあげた諸族の大半は南徐州に属する。かれらにとつて、南徐州管内の本貫僑郡県はせいぜい戸籍をかけるだけのものとのべたが、しかし、劉裕による義熙九年(四一三)の大規模な土断に南徐州が断例から除外され(『宋書』二卷武帝紀中)、南徐州僑民にはじめて正式に租調の賦課されるのが劉宋孝武帝のときのこと(『宋書』六卷孝武帝紀孝建元年)であり、梁武帝にいたつてはじめて南徐州諸僑郡県が土断されている(『梁書』二卷武帝紀中、天監元年夏四月)という南徐州の特異なありかたに注目すれば、戸籍を南徐州にかけると自体が非常に大きな意義をもつていたとせねばならない。かれらはそれによって独自の存在でありえたといつて

も過言ではなからう。

とはいえ、かれらにとってその本貫はすでに喪失したものであり、架空のものにすぎなかった。ところが、王・顔・蕭三氏にとって、その標榜する本貫は、けっして『史通』のいう虚名でも、架空のものでもなく、現実に存在するものであったのである。したがって、かれらの標榜する本貫は他の南徐州の諸族の標榜する本貫よりも、その意味がはるかにおもいとせざるをえないであろう。そして、王氏が南朝貴族の筆頭的存在であり、一方、前述の南徐州諸族がむしろ次流に属する存在であることを想起すれば、この本貫のありかたは貴族のありかたそのものとからむ問題ではないかとみられる。

貴族にとつて、郷里社会との密接な関係は不可欠のものであった。なぜならば、郷里社会の秩序こそがかれらの存在の根拠であつたからである。ただし、その関係は、郷曲に武断するような直接的なものであつてはならず、むしろ抽象化されたものでなければならなかつた。したがって、かれらの本貫の標榜は単なる商標、(王仲犖『魏晉南北朝史』上)ではなく、存在の根拠をおく郷里社会をもつことの強調に意味があつたのである。⁽⁴⁾このように理解してはじめて、大姓主導による本貫僑置の意味、そして僑置された本貫が名義上のものであるか現実のものであるかという点が貴族としての等級の上下とふかかかわるといふことを適確に説明しうるのではなからうか。北人か南人か、土著かいなかという問題とならんで、いかなる本貫といかなる関係をもつかというのが僑郡県の問題にうかがえる南朝貴族の関心であり、そこに南朝貴族の存在のありかたをみるのであつた。⁽⁵⁾

本稿所引發掘報告一覽

- A 南京市文物保管委員會「南京老虎山晉墓」〔考古〕一九五九—一六〇
B 鎮江市博物館「鎮江市東晉劉劭墓的清理」〔考古〕一九六四—一五
C 南京市文物保管委員會「南京人台山東晉與之夫婦墓發掘報告」〔文物〕一九六五—一六〇
D 南京市文物保管委員會「南京戚家山東晉謝觀墓簡報」〔文物〕一九六五—一六〇
E 南京市文物保管委員會「南京象山東晉王丹虎墓和二·四号墓發掘簡報」〔文物〕一九六五—一〇〇
F 南京市博物館「南京象山五号六号七号墓清理簡報」〔文物〕一九七二—一一二
G 南京博物院「江蘇溧陽果園東晉墓」〔考古〕一九七三—一四
H 南京市文物管理委員會「南京太平門外劉宋明曇憺墓」〔考古〕一九七六—一二
I 南京博物院·南京市文物保管委員會「南京棲霞山甘家巷六朝墓群」〔考古〕一九七六—一五
J 鎮江市博物館「劉俗墓志簡述」〔文物〕一九七七—一六
K 南京市文物保管委員會「南京郊区兩座南朝墓清理簡報」〔文物〕一九八〇—一二
L 安徽省文物工作隊「安徽馬鞍山東晉墓清理」〔考古〕一九八〇—一六
M 南京市博物館「南京北郊郭家山東晉墓葬發掘簡報」〔文物〕一九八一—一二
N 南京市博物館·阮國林「南京梁桂陽王蕭融夫婦合葬墓」〔文物〕一九八一—一二

本稿所引墓誌一覧（羅宗真「略論江蘇地区出土六朝墓誌」参照）

氏名	紀年（西曆）	出土地	出土年	所出文献
謝 颯	太寧 一（三三三）	南京戚家山	一九六四	報告D・南京出土六朝墓誌
王 興 之	咸康 七（三四二）	南京象山	一九六五	報告C・南京出土六朝墓誌
顏 謙 婦 劉	永和 一（三四五）	南京老虎山	一九五八	報告A・南京出土六朝墓誌
劉 剋	升平 一（三五七）	鎮江市	一九六三	報告B
王 閻 之	升平 二（三五八）	南京象山	一九六五	報告F・南京出土六朝墓誌
王 丹 虎	升平 三（三五九）	南京象山	一九六五	報告E・南京出土六朝墓誌
孟 府 君	泰元 六（三八二）	安徽馬鞍山市	一九七六	報告L
謝 琰	太元 二（三九〇）	江蘇溧陽果園	一九七二	報告G
謝 濤*1	元嘉 一七（四六三）	南京（上元縣）	南 宋	古刻叢鈔（全文60所引）
劉 襲*2	泰始 六（四七〇）			古刻叢鈔（全文60所引）
明 曇 愷	元徽 三（四七四）	南京甘家巷	一九七二	報告H・南京出土六朝墓誌
劉 岱	永明 五（四八七）	江蘇句容袁巷	一九六九	報告J
呂 超	永明 一（四九三）	浙江紹興鱗陽	一九一七	漢魏南北朝墓誌集釈
梁桂陽王蕭融	天監 一（五〇二）	南京甘家巷	一九八〇	報告N
梁桂陽國太妃	天監 二三（五一四）	南京甘家巷	一九八〇	報告N

南朝貴族の地縁性に関する一考察

中村

梁永陽王蕭敷	普通	一(五二〇)			古刻叢鈔(全梁文50所引)・梁蕭敷及王氏墓誌銘
梁永陽太妃	普通	一(五二〇)			古刻叢鈔(全梁文50所引)・梁蕭敷及王氏墓誌銘
闕名(輔國將軍)	普通	二(五二一)	南京堯化門	一九七八	報告K
蔡水			南京棲霞山	一九六六	南京出土六朝墓誌

紀年は複数のばあいは、おおむね後代をとった。

*1 全宋文の題は、宋故散騎常侍揚州丹楊郡秣陵縣謝公墓誌

*2 全宋文の題は、宋故散騎常侍護軍將軍臨澧侯劉使君墓誌

註

- (1) 越智重明「魏晉南朝の政治と社会」(一九六三)(第二篇第二章)、「東晉の貴族制と南北の『地縁』性」(『史学雑誌』六七—八)、矢野主税「東晉における南北人対立問題——その社会的考察——」(『史学雑誌』七七—一〇)、「土断と白籍——南朝の成立——」(『史学雑誌』七九—八)などがその代表的なものである。
- (2) 前者は越智氏の、後者は矢野氏の見解である(注(1)所掲論稿)。
- (3) 矢野「東晉における南北人対立問題——その社会的考察——」。
- (4) 僑郡県そのものについては、洪亮吉『東晉疆域志』、

班書閣「東晉僑置州郡釈例」(『禹貢半月刊』五一—七)が詳細な考証をしているが、本稿のような視点は無い。矢野「土断と白籍」がこのような現象について、比較的詳細な言及をしているが、なお補足の余地がある。

(5) 羅宗真「略論江蘇地区出土六朝墓誌」(『南京博物院集刊』第二集)には、これら墓誌をもちいた僑郡県の考察があり、報告Jにも墓誌銘文上の地名と僑郡県についての若干の考証があるが、なお十分なものとはいえない。

(6) この咸康土断については、矢野前掲論稿、増村宏「黄白籍の新研究」(『東洋史研究』二一—四)、越智前掲著および「劉裕政権と義熙土断」(『重松先生古稀記念九州大学東洋史論叢』)などに研究がある。

(7) 註(6)諸研究参照。

(8) 僑郡県設置の要因のひとつに大姓の要請があることは、すでに王仲幹『魏晉南北朝史』上(一九七九、上海)第五章第二節で指摘されている。

(9) その故城は上元県西北十八里にあったという(『太平寰宇記』卷九十江南道二昇州上元県)。

(10) 宋の明帝が泰予元年(四七二)に埋葬された高寧陵は臨沂県幕府山西であったという(『建康実録』卷十四宋明帝泰予元年)。

(11) 『六朝事跡類編』卷下撰山の項にひく陳の江総の「撰山棲霞寺碑」には、「南徐州琅邪郡江乘県有撰山」という。棲霞山が江乘県と臨沂県の境界となっていたのかもしれない。

(12) ちなみに、南琅邪郡臨沂県・江乘県は宋大明年間には一万八千余の人口を擁していた(『宋書』卷三十五州郡志一南徐州南琅邪郡)。

(13) 『漢書』には王吉なるものが四人みえるが、琅邪王氏の祖の王吉は卷七二に本伝がある。そこではかれは琅邪阜虞の人となっているが、宰相世系表によれば、のち阜虞より臨沂へ居をうつしたのであるという。

(14) 『晋書』卷八十八顔含伝では、顔含は琅邪華人となっているが、對注は華は華の譌で、もと華原人であったの

が、臨沂へ徙居して臨沂県人となったのではないかという。そうすると、顔氏の本貫琅邪郡臨沂の成立は比較的天然らしいものであるということになる。

(15) 周法高『顔氏家訓彙注』(中央研究院歴史語言研究所專刊四一、一九六〇、台北)付録一『北齊書』文苑伝周法高補正所引。

(16) 矢野「東晋における南北人対立問題——その社会的考察——」には、北人の移住地についての詳細な表がある。参照されたい。

(17) なお、『梁書』卷七太宗王皇后伝によると、梁初、王鸞なるものが鍾山(紫金山)の大愛敬寺の側に莊園八十余頃を所有していたが、それはかつて王導が賜与されたものであったという。大愛敬寺は鍾山北嶺にあった(朱僕『金陵古蹟図考』参照)。また、王鸞は王導の第三子治の子孫で、南齊代に権勢をほこった王氏の領袖王儉の子である。この莊園の所在地は僑置臨沂県に近いが、その近辺に王氏のあるものが居住していた可能性もある。

(18) 『文選』卷五左太冲呉都賦李善注、『六朝事跡類編』卷下引『丹陽記』にほぼ同文がある。

(19) 笹斗山涂家村の墓を永陽王夫妻のものに比定することは、羅宗真「六朝陵墓埋葬制度綜述」(『中国考古学会第一次年会論文集』)・「六朝陵墓及其石刻」(『南京博物院集刊』

第一集) 参照。この比定はかなりたしかなものと思われるが、万一失当であるとしても、永陽王夫妻の墓が他の梁の宗室諸王とおなじくその付近にあることは、夫妻の碑刻がその地に存在したという『六朝事跡類編』下の記録からもたしかめられる。このように、墓の所在についてはまず疑いようがないのであるから、あとは、長干里が二箇所あったか、墓地が移転したかしか理解しようがないが、確証がない。

(20) 朱櫻『金陵古蹟図考』(一九三六、上海)。

(21) たとえば、『南齊書』州郡志上南兗州条のつぎのような記事がそのことを如実にかたる。

永明元年、刺史柳世隆奏、尚書符下土断条格、并省僑郡県、凡諸流寓本無定郡、十家五落、各自星処、一県之民、散在州境、西至淮畔、東届海隈、

(22) 『晋書』卷十安帝紀義熙九年(四一三)条に、

夏四月壬戌、罷臨沂湖熟皇后脂沢田四十頃、以賜貧人とあるのが、具体的な地名としての初出であろう。

(23) 僑置予州はほば歴陽・寿春がその中心地であった。管内には北陳郡陽夏県と陳郡陽夏県があり、後者は南齊末の永元地志にはみえないという(『南齊書』州郡志上)。多分前者に統合されたものとみられるが、いずれにせよ、不安定な僑郡県であったことは否定できない。

(24) 『晋書』卷四十九本伝は謝鯤とつくる。

(25) ちなみに、石子岡は古来建康の墓葬区であった。『三国志』卷六十四吳書諸葛恪伝に、

建業南有長陵、名曰石子岡、葬者依焉、とある。

(26) 『景定建康志』卷十七参照。『嘉慶重修一統志』卷七十五によれば、宋の浄名寺は東山(土山)の側にあったという。

(27) なお、この墓誌の本籍記載については、註(1)の矢野・越智両氏論稿が詳細な分析をおこなっているので参照されたい。

(28) 報告Gには、この謝琰が謝安の子の謝琰(『晋書』卷七十九)と同名異人であるとし、会稽山陰の謝氏の一員である可能性をほのめかす考証がある。たしかに、孫恩の乱に戦死した謝安の長子琰とは、その卒年、官歴いづれをとっても符合しないが、墓誌に明記された本籍からみると、会稽山陰の謝氏という判断も妥当とはいえない。やはり、謝安の長子とは同名の陳郡謝氏の一員とみなすべきであろう。

(29) 矢野「東晋における南北人対立問題——その社会的考察——」参照。

(30) 宋武帝劉裕の長子少帝(『宋書』卷四)第三子文帝(同

卷五)はともに京口で出生しているし、文帝は元嘉二十六年に丹徒に行幸したおり、詔をだして、「朕達北京(すなわち丹徒のこと)、二十余載」といつている(同卷五本紀)から、即位前後まで京口に居住していたことになる。

(31) 羅「六朝陵墓及其石刻」参照。同論稿には、吳より陳にいたる六朝陵墓の文獻上の所在地が一覽表にされており、有用である。

(32) 『宋書』『南齊書』に本伝のある蕭氏の本貫はみな南蘭陵である。蕭思話(『宋書』卷七十八)、蕭惠開(同卷八十七)、蕭景先・蕭赤斧(『南齊書』卷三十八)、蕭謐・蕭坦之(同卷四十二)、蕭惠基(同卷四十二)、蕭毅明(同卷五十五)。これは偶然ではないであろう。なお註(34)参照。

(33) なお、『梁書』卷二武帝紀中天監元年には、南蘭陵武進県という地名が、南東海郡の改称直前にみえ、本来南東海郡管県であった武進が、これより以前に南蘭陵郡に編入されていたとみられる。それは南蘭陵郡蘭陵県成立の前段階であり、蕭齊代におこなわれたとみられる。

(34) 『梁書』『陳書』にみえる蕭氏は唯一の例外(『陳書』卷三十蕭濟は東海蘭陵人となっている)をのぞけば、みな蘭陵を本貫とする。蕭頴達(『梁書』卷十)、蕭琛(同卷二十六)、蕭子恪(同卷三十五)、蕭介(同卷四十一)、蕭摩素(同卷五十二)、蕭乾・蕭允(『陳書』卷二十一)、蕭摩

南朝貴族の地縁性に関する一考察 中村

訶(同卷三十一)。このなかには、註(32)であげた南蘭陵を本貫とする蕭氏の子孫もふくまれている。たとえば、蕭頴達は蕭赤斧の子であり、蕭介・蕭允は蕭思話の孫である。それは、かれらの本貫が南蘭陵から蘭陵にか変わったことをしめすものであろう。

(35) 註(19)所掲羅論稿参照。

(36) ただし、梁のばあい、皇帝は蘭陵に陵墓があるが、宗室(とりわけ梁武の兄弟)の墳墓は僑置臨沂県に集中している(註(19)羅論文、『六朝事跡類編』下参照)。これは、同一氏族内部での本貫僑郡県との関係の差異をしめすものとして興味ぶかい。

(37) なお、報告Jは、この劉岱の本貫のうち、都郷長貴里は武進県の実有地名であるというが、王氏・蕭氏の例からみて、これも伝統的本貫の郷里名とみるべきであろう。

(38) もっとも、僑郡県が戸籍をかけるだけのものであるなら、かならずしも流寓地と本貫僑郡県が一致する必要もないわけ、この結果は当然のことかもしれない。

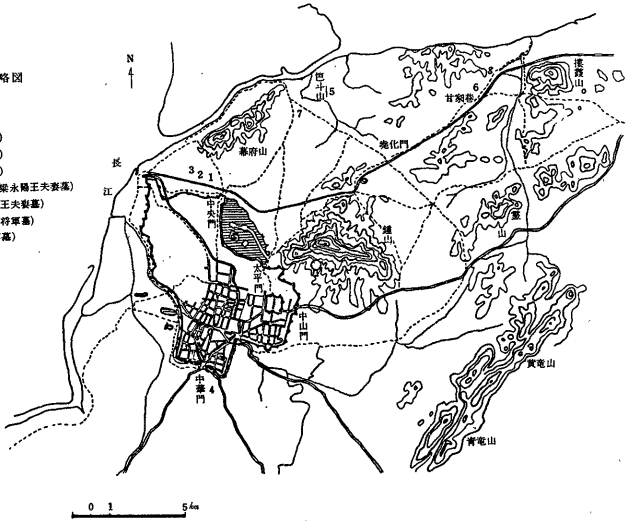
(39) 『新唐書』卷百九十九儒学中柳沖伝所載の柳芳の世系論にいうように(「過江則為僑姓、王謝袁蕭為大」)蕭氏は齊梁二代の帝室であるとともに、なにより南朝有数の大族の一つであった。

(40) 謝氏についてはあらためて考察したい。

第六十四卷 六七

南京付近略図

- 1 敬山 (王氏墓)
- 2 郭家山 (王氏墓)
- 3 老虎山 (顧氏墓)
- 4 戚家山 (謝氏墓)
- 5 包斗山徐家村 (梁永簡王夫妻墓)
- 6 甘家巷 (梁桂陽王夫妻墓)
- 7 燕子磯南 (韓國符軍墓)
- 8 甘家巷 (明龔偉墓)



(41) かような議論の詳細は拙稿『郷里』の論理(『東洋史研究』四一一)を参照のこと。

(42) なお、顔氏は最上層貴族とはいえないが、王氏と本貫がたまたまおなじであることがこういう結果をうんだとみられる。また、蕭氏は大族(註(39)参照)とはいえ、最上層貴族とはいえないが、このばあいは梁武帝の政策と何か関連があるとおもわれる。おなじ帝室であっても、宋の劉氏、斉の蕭氏のばあいは本貫の実際の再現をしていないからである。ただ、その詳細はあらためて検討してみたい。

(補註) なお、拙稿「南京付近出土六朝墓に関する二三の問題」(『人文研究』三四一二)は、本稿と関連するところが多いので、あわせて参照されたい。

[付記] 本稿は昭和五六年度文部省科学研究費補助金による奨励研究(A)「考古学的成果に依拠した南朝貴族社会の研究」の研究成果の一部である。